

岩手県収用委員会告示第17号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定による裁決書の送達について、送達を受けるべき土地所有者の所在が不明のため送達することができないので、次のとおり告示する。

平成27年9月11日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸之

1 送達すべき書類 一般国道45号改築工事（三陸縦貫自動車道・岩手県陸前高田市気仙町字福伏地内から同市気仙町字丑沢地内まで及び同市気仙町字荒川沢地内から同市竹駒町字相川地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事に伴う収用事件に係る裁決書

2 送達を受けるべき土地所有者の最後の住所及び氏名

最後の住所	氏名
千葉県松戸市五香六実642番地の66 名輪アパート	熊谷 正光
東京都葛飾区新小岩4丁目11番11号 伊藤方	千葉 時夫

3 収用すべき土地等の表示

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用すべき土地の面積	実地の状況
陸前高田市矢作町字大嶋部	68番2	ため池	33㎡	33.95㎡	33.95㎡	ため池
	69番2	ため池	185㎡	185.80㎡	185.80㎡	ため池

4 送達すべき書類の保管 岩手県収用委員会事務局において保管しているので、来庁の上、その交付を受けること。

付記 上記の書類を受領しないときは、平成27年10月2日をもって送達があったものとみなされます。